

経営審議機関・教育研究審議機関

1 検討の前提

経営審議機関は、経営に関する重要事項を審議する法定必置機関であり、理事長・副理事長・その他の者により構成される。 法第77条第1項、第2項
 教育研究審議機関は、教育研究に関する重要事項を審議する法定必置機関であり、学長・学部長・その他の者により構成される。 法第77条第3項、第4項

2 検討の視点

両審議機関の権限（審議結果の効力）や具体的な審議事項等について法律上の規定はなく、これらについては、制度設計の裁量に委ねられている。

項目	検討事項及び視点
審議機関の権限（審議結果の効力）の規定	意思決定機関とするか、単なる諮問機関とするか。 （理事長または理事会が意思決定をする際に、両審議機関の審議結果をどのように取り扱うか。）
審議事項の規定	「教員人事に関する事項」の両審議機関における審議分担をどのように設定するか。 （定数管理や採用・昇任方針等は、予算とも関連することから、経営面の視点から審議を行うことが必要）
	両審議機関に共通する審議事項の分担の設定 （教職員の採用や昇任の選考を行うための「人事委員会」等の中立機関の設置の検討。）

3 先行事例

設立団体（は理事会設置）	理事長（理事会）の意思決定の際の両審議機関の審議結果の取扱い	両審議機関での議事の決定方法
秋田県	審議結果を尊重する	出席者の過半数
岩手県	（規定なし）	出席者の過半数
東京都	審議機関の議を経る	（規定なし）
大阪府	（規定なし）	出席者の過半数
長崎県	（規定なし）	出席者の過半数
横浜市	審議機関の議を経る	出席者の過半数
北九州市	（規定なし）	出席者の過半数
国立大学	（規定なし）	（規定なし）

【人事委員会について】

全学的な視点から教員の人事を行うとともに、教職員人事全体としての公正性、透明性、客観性を確保するため、人事委員会を置く。

構 成

経営審議会の代表者（学外者を含む）
 教育研究評議会の代表者

} 同数で構成（任命は理事長）

審議事項

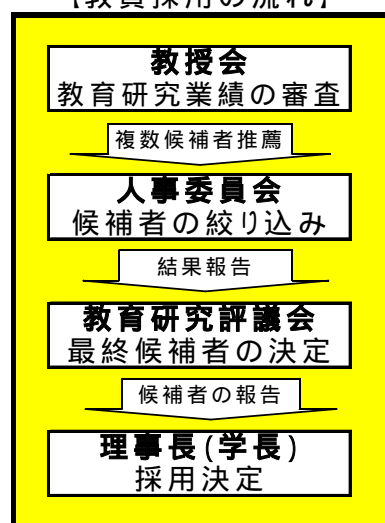
審議事項は概ね次のとおり（県立大学の規模勘案）

採用・昇任**候補者の選考**に関すること。
 教授会推薦の候補者について審議し絞り込み
 教授会は主として教育研究業績について審査
 採用については原則、教授会から**複数候補者の推薦**
 教育研究評議会が**最終候補者を決定**

採用・昇任・評価・服務・処分等の人事に係る
基準及び手続きに関すること。

人事に係る不服の**審査及び手続き**に関すること。

【教員採用の流れ】



先行事例

設立団体	組織の名称	構 成	審 議 事 項
岩手県	人事等審査委員会	理事長と協議のうえ 学長が指名	<ul style="list-style-type: none"> 採用、昇任、転任、降任に関すること 表彰、懲戒、その他人事に関する事項 学生、教職員又は外部からの意見・提言への対応方針に関すること セクハラ・ハラスメントの防止及び対策に関すること
東京都	人事委員会	事務局長(副理事長)、 人事担当幹部職員、経 営審議会学外委員、副 学長(理事)、学内委員	<ul style="list-style-type: none"> 教育研究組織の編制、人事に係る計画の検討 採用選考、再任審査手続きの審査 服務、業績評価等の基準、手続きの検討 重大な懲戒処分、兼職兼業の審査
	教員選考委員会	[構 成] 関係部局長、学内委員、学外委員 [審議事項] 採用選考、研究水準等に関する中期的業績評価	
横浜市	教員人事委員会	教育研究審議会、経 営審議会から各2名、 学外有識者2名の計 6名	<ul style="list-style-type: none"> 教員等採用のための公募 教員等の採用・再任・昇任の審査 教員管理職の選考 教員人事に係る事項の審議(学長諮問)
大阪府	人事委員会	理事長が指名する理 事・人事担当職員 (事案により委員追加)	<ul style="list-style-type: none"> 教職員の採用、昇任に係る試験、選考 教職員の不利益処分の事前審査 給与等勤務条件、厚生制度の調査・研究 その他法人規程、理事長指示による事項

資料は検討段階の状況をまとめたもの。